

所定疾患施設療養費の算定について

介護老人保健施設の入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、厚生労働省の規定に基づき算定状況を公表いたします。

【算定要件】

- 1、対象となる入所者は次のいずれかに該当するものであること
・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎 ・慢性心不全の増悪
- 2、上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。
- 3、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 4、所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における実施状況を公表していること。
- 5、当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症に関する研修を受講していること。
※所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定の場合

【主な治療内容】

肺 炎	血液検査、尿検査、血中濃度の測定などの診断結果をもとに、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	血液検査、尿検査などの診断結果をもとに、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診断結果をもとに、抗ウイルス剤の内服、点滴注射、軟膏塗布など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診断結果をもとに、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の増悪	身体所見、血液検査、血中濃度の測定などの結果をもとに利尿剤を含めた内服および注射による薬剤調整や水分調整、酸素吸入など適宜必要な治療を行う。